

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-30)

| | | | | | |
|--------------------------------|--|--|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 施策名 | 目標6-3 国際協調による取組 | | | | |
| 施策の概要 | 化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 | | | | |
| 達成すべき目標 | 化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
| | 予算の状況 (百万円) | 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c) | 769 ▲ 1 — 769 | 783 ▲ 5 — 778 | 715 ▲2 (※記入は任意) (※記入は任意) |
| | 執行額(百万円) | 750 | 709 | (※記入は任意) | |
| 施策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|---|-------|-------|-------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | ①POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度 (一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R3年度 | ○ |
| | | - | 14 | 20 | 13 | 11 | 11 | 11 | |
| | 年度ごとの目標値 | | 16 | 16 | 16 | 13 | 11 | | |
| | ②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | H27年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | 年度 | - |
| | | 0 | 4 | 5 | 7 | 8 | 9 | - | |
| | 年度ごとの目標値 | | 4 | 6 | 8 | - | - | | |
| | ③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | - 年度 | × |
| | | 177 | 150 | 172 | 144 | 180 | 170 | 180 | |
| | 年度ごとの目標値 | | - | - | - | - | 180 | | |

| | | | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------------|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | (各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和3年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質を選定調査を行い、目標値を達成した。 ②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和3年度も新たな協力プロジェクトを形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外渡航ができず、案件形成の見通しを立てにくい状態であるため、令和2年度から目標値を空欄としている。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標値を概ね達成した。 | |
| | 施策の分析 | ①POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内担保法令で製造等が規制(SDGs目標12)されている物質及び候補物質について、水質・底質・生物・大気すべての媒体(SDGs目標14、15)で国内のモニタリング調査を実施した(SDGs目標3、11)。また、東アジア地域におけるPOPsモニタリング体制の実現に向けた、各国との協力体制の構築(SDGs目標17)に貢献した。 ②水銀実態調査の実施、日本の水銀対策技術の国際展開等を通じた水銀に関する水俣条約の効果的な実施に向けた各国との連携を進めた。これらを通じ、環境保全と両立した経済成長(SDGs目標8)や健全な産業基盤の構築(SDGs目標9)、パートナーシップ(SDGs目標17)に貢献するとともに、持続可能な生産・消費(SDGs目標12)、陸や海を含む水銀汚染防止(SDGs目標14、15)に貢献した。 ③GHSに基づく環境危険有害性の分類(再分類を含む)を行い、GHSに基づく事業者のラベル表示・SDS(安全データシート)作成を支援(SDGs目標12)した。 | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 ①POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。 ②我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水銀に関する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。 【測定指標】 ①今後も引き続き、「一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数」を指標とする。 ②相手国の内部手続、我が国との会計年度の違い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。 ③今後も引き続き、最新の情報に基づき「GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)」を指標とする。 ④国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。 | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | ①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。 ②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。 ③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。 | |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | ①「化学物質環境実態調査のあり方について」(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第15回)資料2-6) ②令和3年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第27回)資料2-3) | |
| 担当部局名 | 環境保健部 環境安全課・環境保健企画管理課 水銀対策推進室 | 作成責任者名 高澤哲也(環境安全課長) 吉崎仁志(水銀対策推進室長) | 政策評価実施時期 令和4年8月 |